

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について（市第 6 1 号議案）

＜人事委員会勧告概要 勧告日：平成 19 年 9 月 11 日＞

- ① 本市職員給与と民間給与との較差▲1,297 円（▲0.31%）を基本とした給料等の引下げ
- ② 勤勉手当は、民間との支給割合の較差を踏まえ 0.05 月の引き上げを行なうとともに、3 月期末手当を廃止し、6 月期と 12 月期に配分すること

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

行政職員給料表等の 5 つの給料表について、すべての級の給料月額を引き下げます。

[第 1 条]

2 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

(1) 期末・勤勉手当の支給月数の変更

民間との支給割合の較差を踏まえ、年間の支給割合を現行の 4.45 月から 4.50 月とします。

(2) 3 月期末手当の廃止

3 月期末手当を廃止し、6 月期と 12 月期に配分します。

[第 1 条、第 2 条]

＜平成 20 年度以降の内訳＞

	6 月		12 月		3 月	年間支給月数
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	
一般職員	1.35→1.40	0.725→0.75	1.40→1.60	0.725→0.75	0.25→廃止	4.45→4.50
管理職員	1.15→1.20	0.925→0.95	1.20→1.40	0.925→0.95	0.25→廃止	4.45→4.50
特別職	2.075→2.15 (期末)		2.125→2.35 (期末)		0.25→廃止	4.45→4.50
再任用職員	0.70→0.75	0.35	0.80→0.85	0.40	0.10→廃止	2.35

(3) 平成 19 年 12 月期末・勤勉手当支給割合の変更及び期末手当の調整措置

平成 19 年度は、平成 20 年 3 月期末手当（0.25 月）を廃止するとともに、民間との支給割合の較差を踏まえた引き上げ（0.05 月）を行うために、平成 19 年 12 月期末・勤勉手当を 0.30 月引き上げます。（再任用職員は 3 月期末手当の廃止に伴い、平成 19 年 12 月期末・勤勉手当を 0.1 月引き上げます。）

[附則第 9 項～第 11 項、第 14 項]

<平成 19 年度の内訳>

	19 年 6 月（支給済）		19 年 12 月		20 年 3 月	年間支給月数
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	
一般職員	1.35	0.725	1.40→1.65	0.725→0.775	0.25→廃止	4.45→4.50
管理職員	1.15	0.925	1.20→1.45	0.925→0.975	0.25→廃止	4.45→4.50
特別職	2.075（期末）		2.125→2.425（期末）		0.25→廃止	4.45→4.50
再任用職員	0.70	0.35	0.80→0.90	0.40	0.10→廃止	2.35

○ 平成 19 年 12 月期末手当の調整措置について

[附則第 9 項、第 11 項]

年間の「民間との較差相当分」を解消させる観点から、平成 19 年 12 月期末手当で減額調整を行います。

内容： 12 月期末手当 - ①+② = 支給額

- ① 平成 19 年 4 月 1 日に職員が受けるべき給料等※の合計額に 100 分の 0.31 を乗じて得た額に、同年 4 月から給与改定が施行されるまでの月数（8 月）を乗じて得た額
 - ② 平成 19 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.31 を乗じて得た額
- ※ 給料等…給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当、教職調整額

3 その他の条例改正

3 月期末手当の廃止にともない、次の条例の関連規定を一部改正します。

- (1) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例 [第 3 条]
関連規定の削除及び文言の整理
- (2) 横浜市職員の育児休業等に関する条例 [第 4 条]
関連規定の削除
- (3) 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 [第 5 条]
関連規定の削除
- (4) 横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 [第 6 条]
関連規定の削除及び文言の整理

4 施行期日

平成 19 年 12 月 1 日

[附則第 1 項]